

株式会社東和銀行 御中

平成31年2月15日

〒376-0011

群馬県桐生市相生町三丁目120番地6

適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援群馬ひまわりの会

理 事 長 橋 口 和 彦

TEL:0277-55-1400/FAX:0277-55-1429



ご 照 会

第1 はじめに

当会は、消費者被害撲滅を目的として、交渉ないし訴訟により、不当条項や不当勧誘等の差し止め請求を行うことができる適格消費者団体です。詳しくは、同封した消費者庁発行のパンフレットをご確認ください。

貴行のカードローン（金銭消費貸借契約）のサービスに関し、教えていただきたいことがあります、ご連絡させていただきました。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

第2 照会の内容

貴行の業務として、一般消費者向けのカードローン等の貸付業務があると思いますが、その際の金銭消費貸借契約の条項の中に、相続の開始を理由とする期限の利益喪失条項はあるでしょうか。

第3 照会の理由

1 金融機関によるカードローン等の金銭消費貸借契約においては、期限の利益喪失条項があるのが一般的となっています。そして、その期限の利益喪失条項の中に、相続の開始がその事由の一つとなっているというケースが見られ、全国的に問題となっています。

2 法律上、相続の開始を期限の利益喪失の事由とすることは、期限の利益に関する民法上の規定を加重するものであり、消費者契約法10条によって無効な条項と考えられます。

現に、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行については、適格消費者団体である消費者機構日本の申し入れにより、相続を理由とする期限の利益喪失条項について削除しています。

3 このような事情から、当会では、現在、群馬県内の主要な金融機関について、そのような条項があるのかどうか、調査をしたいと考えております。つきましては、第2記載の照会の内容について、ご回答いただけると幸いです。

大変お手数ですが、なにとぞご協力のほどよろしくお願ひいたします。

以上